

しあわせ信州の実現及びSDGsの達成に向けた包括連携協定書

長野県（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）、長野日産自動車株式会社、松本日産自動車株式会社、日産プリンス長野販売株式会社及び日産プリンス松本販売株式会社（以上4者を合わせて以下「丙」という。）は、電気自動車を積極的に活用するなど相互に連携し、県民サービスの更なる向上と地域社会の発展を目指して、以下のとおりしあわせ信州の実現及びSDGsの達成に向けた包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、相互連携と協働による活動を推進し、電気自動車を積極的に活用して地域の諸課題に迅速かつ適切に対応するなど、県民サービスの更なる向上により、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 2050ゼロカーボンの実現に関すること
 - (2) 分散型エネルギー源の確保に関すること
 - (3) 自然環境を活かした新たなライフスタイルの実現に関すること
 - (4) 次世代の育成・学びに関すること
 - (5) 防災及び災害時の支援に関すること
 - (6) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙及び丙が協議の上、取組ごとに別途取り決める。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲、乙及び丙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自ら誠実に遂行するものとする。ただし、本条の定めは、甲、乙及び丙に対して法的義務を課すものではなく、相手方から提供を受けた情報等に不備等があった場合でも、互いに損害の賠償を求めることはできないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙又は丙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲、乙及び丙が協議の上、解除予定日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合、甲、乙又は丙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲、乙及び丙が協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年6月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事

乙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
執行役副社長

丙 長野県長野市川合新田3616の1
長野日産自動車株式会社
代表取締役社長

長野県松本市高宮北3番6号
松本日産自動車株式会社
代表取締役社長

長野県上田市材木町一丁目16番17号
日産プリンス長野販売株式会社
代表取締役社長

長野県松本市鎌田1丁目16番1号
日産プリンス松本販売株式会社
代表取締役社長